

## 石川県義援金の第一次配分のご案内

国内外の方から石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられた義援金を、被災された皆さまへ配分します。

### 人的・住家被害

#### 対象者・支給額

	区分	対象	金額
人的被害	死者	住民登録があり、死亡した事実が死亡診断書等により証明された方（災害関連死含む）	20万円/人
	行方不明者		
	重傷者		
住家被害	全壊	生活していた住家が左記の被害認定を受けた世帯	20万円/世帯
	大規模半壊		15万円/世帯
	中規模半壊		10万円/世帯
	半壊		5万円/世帯

#### 申請方法

○被害区分が死者・行方不明者、全壊、大規模半壊の方

災害弔慰金や被災者生活再建支援金の振込口座に支給しますので、申請は不要です。

○被害区分が重傷者、中規模半壊、半壊の方

申請書を記載の上、必要書類と合わせて申請してください。被災者生活再建支援窓口（市役所本庁舎1階ギャラリースペース、門前総合支所、東陽中学校内）や郵送で申請できます。

#### ■必要書類

- ・振込口座がわかるもの（通帳やキャッシュカードのコピー）
- ・り災証明書（中規模半壊・半壊の方）
- ・医師の診断書（重傷者のみ）
- ・居住していたことを証明する書類（中規模半壊、半壊の方で住民登録が輪島市にない方）

申請書・その他詳細  
はこちらから➡



お問い合わせ ☎被災者生活再建支援室コールセンター ☎ 0768-23-4872（9:00～17:00）

## 全住民一律5万円

#### 対象者

令和6年1月1日時点で、輪島市に、住民登録をされていた方。※住民登録がない場合でも居住実態があったときは、居住を証明する書類の提出により、対象と認められる場合があります。

支給額 5万円/人

#### 申請方法

○オンライン申請

○郵送：申請書をダウンロードし以下の宛先に送付

【宛先】令和6年能登半島地震義援金特別給付分事務局

〒920-0907 石川県金沢市青草町88近江町いちば館5階 株式会社ゼロインフィニティ北陸支社

○窓口（準備中です。詳細は石川県専用コールセンターにお問い合わせください。）

オンライン申請

その他詳細はこちらから➡



お問い合わせ 石川県専用コールセンター ☎ 0120-102-829

受付時間：9:00～18:00（土日祝日含む全日）



## 災害援護資金貸付金制度

☎ 被災者生活再建支援室コールセンター

☎ 0768-23-4872 (9:00 ~ 17:00)

災害により世帯主が全治1か月以上の負傷をした場合や住居や家財に大きな被害を受けた場合は、一定の所得に満たない世帯は、生活の立て直しのため資金の貸付けを受けることができます。

**申し込み受付期間：令和6年4月30日まで**

### ■対象となる方

令和6年1月1日時点で輪島市に居住かつ住民登録のある世帯で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主に対し貸し付けを行います。

- ・世帯主が重傷を負った場合（療養期間がおおむね1か月以上）
- ・住居が半壊、中規模半壊、大規模半壊、全壊した世帯
- ・家財に損害があった場合（1/3以上）

### ■貸付限度額

貸付区分		貸付限度額
世帯主が重傷を負った場合 (療養に1か月以上かかること)	家財、住居とも損害がない場合	150万円
	家財の損害が1/3以上の場合	250万円
	住居が半壊した場合	270万円(350万円*)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主が重傷を負わなかった場合 (療養に1か月以上かからない場合)	家財の損害が1/3以上の場合	150万円
	住居が半壊した場合	170万円(250万円*)
	住居が全壊した場合	250万円(350万円*)
	住居の全体が滅失等	350万円

### ■必要書類

災害援護資金借入申込書、本人確認書類のコピー

その他必要な書類は貸付区分によって異なるため、輪島市HPをご確認ください。➔



※被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別の事情がある場合には、括弧内の金額が貸付限度額となります。

### ■対象者の所得制限

世帯人員あたりの市町村民税における令和5年度（令和4年分）の総所得金額が次の額未満であること。

世帯人数	総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

### ■利率等

	内容
利率	保証人を立てる場合は無利子 保証人を立てない場合は年1.5%
据置期間	3年（特別の場合は5年） ※据置期間3年経過後の7年間で返済
償還期限	10年（据置期間を含む）
償還方法	年賦、半年賦または月賦 元利均等償還（繰り上げ償還可能）



## 輪島市ケーブルテレビからのお知らせ

☎ 放送課

☎ 0768-42-1955

**■設備工事により、輪島市ケーブルテレビが一時視聴できなくなります。**

日時：3月14日（木）13:00～17:00（時間内に数回）

地域：河井地区、鳳至地区、海士地区、輪島崎地区、大屋地区、河原田地区、鶴巣地区の一部

※天候等により、作業が翌日に変更となる場合があります。

### ■輪島市ケーブルテレビの視聴障害について

地震の影響により、市内各所でケーブル線が断線し、ケーブルテレビが視聴できない状況が続いております。

順次、復旧作業を進めていますが、被害が大きく、復旧には相当な時間がかかりますのでご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、現在は応急措置としてテレビ放送の復旧作業を

行っておりますので、音声告知放送（宅内放送）の復旧につきましては、さらに時間がかかることが予想されます。

### ○ケーブルテレビが視聴できない地域

【大屋地区】 別所谷、滝又、空熊 【西保地区】 全域

【三井地区】 内屋、細屋、新保 【南志見地区】 全域

【町野地区】 金蔵、寺山

【門前地区】 諸岡地区、門前地区、浦上地区、七浦地区の一部

※現在視聴できている地域であっても、被害の状況により戸別で視聴できない場合があります。被害が大きく、すぐに戸別の復旧作業をお受けできない状況ですのでご理解いただきますようお願いいたします。